

患者団体等との連携における透明性に関する指針

大日本住友製薬株式会社（以下「当社」といいます。）は、社会に対する使命を「企業理念」に、ステークホルダーとの関係を踏まえた経営の目的・信条を「経営理念」に掲げています。そして、「企業理念」および「経営理念」の実現に向け、自らの企業活動における基本姿勢を示した「行動宣言」に基づき、誠実な企業活動の遂行、積極的な情報開示と適正な情報管理等に努めております。

当社は、これからの医療と健やかな生活に貢献するために、重要なステークホルダーである患者団体等と連携しています。当社はこの連携における透明性を高め、社会からさらに高い信頼を得られる企業となることを目指し、この指針に基づいて、患者団体等への金銭の支払等に関する情報（以下「患者団体連携情報」といいます。）を公開いたします。

1. 患者団体等の定義

患者団体等とは、国内の患者・家族またはその支援者が主体となって構成され、患者の声を代表し、患者・家族を支えとともに、療養環境の改善等を目指し、原則として、定款・会則により定義された役割や目的を持つ団体をいい、その形態は問いません（例：患者会、支援団体、社団法人、NPO等）。ただし、災害時の医療救援活動や医療技術支援活動など、医療行為を伴う取組を行う団体は含みません。

2. 公開の時期および方法

各年度（当年4月1日から翌年3月末日まで）の患者団体連携情報を当該年度の決算発表後に当社のウェブサイトを通じて公開いたします。

3. 公開の範囲および内容

当社が公開する患者団体連携情報の範囲および内容は、次のとおりとします。

- A 直接的資金提供
寄付金・協賛費、会員・賛助会員費、広告費等の費用
- B 間接的資金提供
患者団体等の支援を目的とした企業主催・共催の講演会、説明会、研修会等に伴う費用（外部業者に委託した費用を含む。）
- C 原稿執筆料等
当社が患者団体等に依頼する講演、原稿執筆、調査、アドバイザー等に関して患者団体等に支払う費用
- D その他
労務提供の有無

以上